

普通預金（無利息型普通預金を含む）等 規 定 集

〔貯蓄預金 納税準備預金〕
〔通知預金 総合口座取引〕

目 次

I. 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）	1
II. 貯蓄預金規定	2
III. 納税準備預金規定	3
IV. 通知預金規定	5
V. 総合口座取引規定	6
VI. 共通規定	9

足立成和信用金庫

I. 普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

普通預金（無利息型普通預金を含みます。以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その預金を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、払戻請求書に届出の印章により署名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ手続をしてくだ

さい。

- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
- (5) 前項に定める「署名押印」は、個人である預金者本人による預金口座の解約手続きに限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名によりこれに替えることができます。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年3月と9月の第2土曜日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、翌日この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 無利息型普通預金には利息をつけません。

このほかは、巻末の「共通規定」をご参照ください。

以上

II. 貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その預金を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すとき、払戻請求書に届出の印章により署名捺印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 前項に定める「署名押印」は、個人である預金者本人による預金口座の解約手続きに限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名によりこれに替えることができます。

6. (自動受取、自動支払い)

- (1) この預金口座は、給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをすることはできません。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く以下同じです。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎月 10 日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

このほかは、巻末の「共通規定」をご参照ください。

以上

Ⅲ. 納税準備預金規定

1. (預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、

当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入ができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、払戻請求書に届出の印章により署名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ手続をしてください。

なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

- (5) 前項に定める「署名押印」は、個人である預金者本人による預金口座の解約手続きに限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名によりこれに替えることができます。

6. (利息)

- (1) この金利の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでのこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 3 月 9 月の第 2 土曜日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金利率によって計算のうえ、翌日この預金に組入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その全額につき、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。
- (3) 前二項の利率は金融情勢に応じて変更します。
- (4) この利息には第 2 項の場合を除き非課税となります。

7. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」といいます。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ①納税貯蓄組合預金は第 5 条 1 項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ②租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第 6 条第 2 項と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合は、非課税となります。

このほかは、巻末の「共通規定」をご参照ください。

以上

IV. 通知預金規定

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から 7 日間の措置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあつては、解約する日の 2 日前までに通知を必要とします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について証書記載の利率によって計算します。
- (2) この預金を措置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は 1,000 円とします。

4. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により署名捺印して提出してください。
- (2) 前項の解約手続に加え、当該預金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。

このほかは、巻末の「共通規定」をご参照ください。

以上

V. 総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
 - ① 普通預金（無利息型普通預金を含みます。以下同じ。）
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および自由金利型定期預金（以下、これらを「定期預金」といいます。）
 - ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入または払戻し（当座貸越

を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。

(2) 定期預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

4. (定期預金利息の支払い)

定期預金の利息は、その利払日に普通預金に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。現金で受取ることはできません。

5. (当座貸越)

(1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。

(2) 前項による当座貸越の限度（以下「極度額」といいます。）は定額預金の合計額の 90%（1,000 円未満は切捨てます。）または 200 万円のうちいずれか少ない金額とします。

(3) 第 1 項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入または振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第 7 条第 1 項第 1 号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

6. (貸越金の担保)

(1) この取引の定期預金には、第 2 項の順序に従い、その合計額について 223 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

(2) この取引の定期預金は、後記第 7 条第 1 項第 1 号の貸越利率の低いものから順次担保とします。

なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に担保とします。

(3) ①貸越金の担保となっている定期預金について、解約または（仮）差押があった場合には、前条第 2 項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

②前号の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえ

る金額を支払ってください。

7. (貸越金利息等)

- (1) ①貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 3 月と 9 月の第 2 土曜日に 1 年を 365 日として日割計算のうえ、翌日普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「2 年以上」の利率に年 0.5%を加えた利率

B. 自由金利型定期預金 (M型) を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金 (M型) ごとにその約定利率に 0.5%を加えた利率

C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率

- ②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

- ③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高も零となった場合には、第 1 号にかかわらず当座貸越の利息を同時に支払ってください。

- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更します。

- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 18.25% (年 365 日の日割計算) とします。

8. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

①支払の停止または破産手続開始、再生手続開始の申立があったとき

②相続の開始があったとき

③極度額をこえたまま 6 か月を経過したとき

④住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

⑤差押えがきたとき

- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

①当金庫に対する債務の一にでも返済が遅れているとき

②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

9. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。

- ①この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

- ②前各号により、なお残りの債務がある場合は直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

このほかは、巻末の「共通規定」をご参照ください。

以上

VI. 共通規定

1. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について 13 条により補てんを請求することができます。

2. (預金払戻し時の預金者の確認)

各預金規定において「預金の払戻等」、「預金の払戻し」の条項においての払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

3. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審査を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4. (取引時確認)

- (1) 預金口座の開設等の際には、当金庫は法令で定める取引時確認を行います。この場合、当該確認に必要な資料の提示又は提出を求めます。本項により当金庫が確認した事項に

ついて変更があった場合は、直ちに取扱店に届出てください。

(2) 日本国籍を保有せず在留期限がある預金者が本邦に居住する場合は、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を取扱店に届出てください。届出後に在留資格・在留期間に変更があった場合も同じとします。

(3) 法令等により、当金庫が取引内容等確認のため、必要な説明や資料の提出を求めた場合は、速やかに回答または資料を届出てください。

5. (届出事項の変更・通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって、当店に届出てください。

(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約、通帳の再発行、または総合口座取引における定期預金の元利金の支払は、手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、店頭表示の手数料をいただきます。

6. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金（総合口座取引の場合は定期預金を含みます。）、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合に

は、入金、払戻し等（キャッシュカード、インターネットバンキング等の利用停止も含む）の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（３）第４条２項による届出のあった在留資格を喪失し、または在留期間が経過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（４）前３項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

なお、預金者の取引の制限に関して、既になされた当金庫の行為については、その効力を妨げないものとします。

９．（未利用口座管理手数料）

（１）未利用口座となる口座について

最終の預入れまたは払戻し（預金利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から２年以上、一度も預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（決済性預金および総合口座を含む）、貯蓄預金口座を未利用口座とします。

本対象となる口座は 2021 年 11 月 1 日以降に新規開設された口座とします。

※紛失、盗難などにより停止されている口座も対象とします。

（２）未利用口座管理手数料の引落し対象となる条件について

以下の条件をすべて満たす普通預金（決済性口座・総合口座を含む）、貯蓄預金口座

① ２年以上取引がない。（利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しを除く）

② 当該口座の預金残高が 1 万円未満。

③ 定期性預金・預り資産取引等複合取引がない。

④ 当座貸越を含む融資取引がない。

（３）未利用口座管理手数料について

① 未利用口座管理手数料は、お客さまの口座が未利用口座となった場合、事前に当金庫にお届けのご住所に「ご案内」を郵送します。

② ご連絡を差し上げてから一定期間経過後もお取引がない場合、店頭表示の手数料をご負担いただきます。（当該口座から自動引落としとなります）

（４）未利用口座の自動解約について

① 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料未満（０円含む）のときは、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料等に充当のうえ、同口座を自動的に解約いたします。

② 一部負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約しました口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

③ 「ご案内」を差し上げて一定期間以内に再度利用するか、または解約すると未利用口座管理手数料はかかりません。

10.（解約等）

（１）この預金（総合口座取引の場合は普通預金）口座を解約する場合には、この通帳・証

書を持参のうえ、当店に申出てください。その際には、あらためて取引時確認資料の提出を求めることがあります。

- ①総合口座取引においてはこの取引は終了するものとし貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。

- ②総合口座取引においては総合口座取引規定第8条の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することが出来るものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が第5条第1項に違反した場合
- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤当金庫が第4条による取引時確認を行った結果、預金者について在留期間が経過したことが明らかになった場合

⑥第4条2項による届出のあった在留資格を喪失し、または在留期間が経過した場合

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、また

は当金庫の業務を妨害する行為
E. その他前各号に準ずる行為

- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前三項並びに第8条により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引の一部の制限または全ての取引を停止され、その解除を求める場合には、通帳、届出印および取引時確認に必要な書類を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときや預金者が正当な理由なく到着を妨げたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金（通知預金は据置期日前・総合口座定期預金は満期日前であっても）は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する合理的な方法により充当いたします。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は約定利率によるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものと

します。

- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済金等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (盗難通帳による払戻し等)

《本条の適用は預金者が個人の場合に限定します。》

- (1) 個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前1条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②通帳の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

14. (休眠預金の取扱い)

(1) 休眠預金等活用法に係る異動事由

当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

(2) 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

①この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

A. 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

B. 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

C. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

D. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

②第①号のBにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

A. 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと、および当該支払停止が解除された日

B. この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、および当該手続が終了した日

C. 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限り。）当該入出金が行われた日または入出金が行われ

ないことが確定した日

D. 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じた預金に係る最終異動日等

(3) 休眠預金等代替金に関する取扱い

①この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

②前号の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

③預金者等は、第1号の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

A. この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

B. この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

C. この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

D. この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当金庫は、次に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3号による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②この預金について、第③号のBに掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③前号にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

15. (規定の改定)

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

(2) 前項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上